

# 伊 勢 市 公 報

第 51 号  
平成 19 年 12 月 20 日  
木 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 伊勢都市計画の変更認可に伴う変更後の伊勢都市計画の図書の縦覧について	2
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	3
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	4
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	5
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	6
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	7
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定休止の届出について	8
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	9
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止について	10
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画の作成について	11
○ 犬の抑留について	12
○ 伊勢市地域新エネルギービジョン（中間案）の公表について	13
○ 犬の抑留について	16
○ 犬の抑留について	17

## 伊勢市告示第 126 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年12月12日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 都市計画の種類

伊勢都市計画道路

7・6・1号倭姫蛙石線

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

### 4 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 19 年 12 月 14 日

伊勢市教育委員会  
委員長 角 前 泰 之

記

- 1 日 時 平成 19 年 12 月 20 日（木）午後 6 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2 階第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件

発議第 2 号 委員長選挙について

発議第 3 号 委員長職務代理者の指定について

伊勢市選管告示第 77 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条及び第 75 条の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 19 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数      2,196 人

2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数      36,598 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数      109,794 人

伊勢市選管告示第 78 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 19 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 18,299 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 109,794 人

伊勢市選管告示第 79 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定による、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記のとおり定めます。

平成 19 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉木 仁

記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 公表の方法        | 伊勢市公告式条例による                               |
| 2 公表に係る閲覧状況の期間 | 自 平成 18 年 11 月 1 日<br>至 平成 19 年 10 月 31 日 |
| 3 公表の次期        | 平成 19 年 12 月                              |

伊勢市上下水道事業告示第 67 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 12 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
317	刀根設備工業	伊勢市辻久留 1 丁目 12 番 14 号	平成 19 年 11 月 30 日

伊勢市上下水道事業告示第 68 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工  
事の事業の休止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 19 年 12 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

工事店名	所 在 地	休止年月日
三重住設	伊勢市二見町西 1048 番地	平成 19 年 11 月 30 日



伊勢市上下水道事業告示第 69 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 12 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
318	有限会社 金谷工務店	伊勢市二見町西 1626 番地 2	平成 19 年 12 月 5 日

伊勢市上下水道事業告示第 70 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工  
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 19 年 12 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
12	木下設備	伊勢市船江 3 丁目 11-41	平成 19 年 12 月 11 日

伊勢市公告第 75 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 12 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
3 人	3 人	59,157 m <sup>2</sup>	1 年
1 人	1 人	6,038 m <sup>2</sup>	2 年
14 人	9 人	49,610 m <sup>2</sup>	3 年
30 人	16 人	253,389.18 m <sup>2</sup>	5 年
2 人	1 人	6,937 m <sup>2</sup>	9 年
6 人	6 人	76,666 m <sup>2</sup>	10 年

伊勢市公告第 76 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 12 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市高麗広	雑種 (テリア)	黒茶	雄	中	91 日以上	青い首輪

2 抑留した日 平成 19 年 12 月 6 日

3 抑留期限 平成 19 年 12 月 11 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 77 号

伊勢市地域新エネルギービジョンを定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市地域新エネルギービジョン（中間案）を公表します。

なお、伊勢市地域新エネルギービジョン（中間案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 19 年 12 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 公表する計画案

伊勢市地域新エネルギービジョン（中間案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 伊勢市環境部環境課
- (2) 二見総合支所生活環境課
- (3) 小俣総合支所生活環境課
- (4) 御園総合支所生活環境課
- (5) 神社支所
- (6) 大湊支所
- (7) 浜郷支所
- (8) 宮本支所
- (9) 豊浜支所

- (10) 北浜支所
- (11) 城田支所
- (12) 四郷支所
- (13) 沼木支所
- (14) 伊勢市立伊勢図書館
- (15) 伊勢市立小俣図書館
- (16) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (17) 伊勢市二見生涯学習センター
- (18) いせ市民活動センター
- (19) 伊勢市観光文化会館

### 3 縦覧期間

自 平成 19 年 12 月 18 日（火）

至 平成 20 年 1 月 15 日（火）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市環境部環境課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境部環境課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール [kankyo@city.ise.mie.jp](mailto:kankyo@city.ise.mie.jp)

(3) 意見の提出期限

平成20年1月15日(火)【ただし、郵送の場合は、当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境部環境課 電話 0596-21-5540

伊勢市公告第 78 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 12 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市上野町	雑種 (紀州)	白	雌	中	91 日以上	首輪(鎖)

2 抑留した日 平成 19 年 12 月 8 日

3 抑留期限 平成 19 年 12 月 12 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）



伊勢市公告第 79 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 12 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市曾祢	雑種	白茶	雄	中	91 日以上	鎖のリードあり

2 抑留した日 平成 19 年 12 月 10 日

3 抑留期限 平成 19 年 12 月 13 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）